

令和7年度ローカル・ゼブラ企業成長ネットワーク運営業務 仕様書

1 目的

人口減少・少子高齢化が他県に先んじて進むこと等によって様々な課題に直面する「課題先進県」から、顕在化した社会課題をビジネスチャンスに昇華していくことのできる「ローカル・ゼブラ企業湧出県」を目指す。これにより、行政の介在がなくとも多くの社会課題が持続的に解決される新たな事業活動や新たな企業が創出され、地域の経済的インパクト※と社会的インパクト※の両立を実現する。

※経済的インパクト…雇用の創出、消費額、生産性、投資額などへの良い変化

社会的インパクト…地域の社会課題を解決し、社会に良い変化を与えること

2 事業で解決すべき課題

- ・ローカル・ゼブラ企業のロールモデルが不足しており、成長や事業創出の自己変革の動機づけにつながらない。
- ・企業の社会的責任に対する関心が高まる一方で、自社の事業活動を通じた社会的価値の創出につながる手法が分からない。
- ・社会課題解決や地域課題の解決を目指す起業家間のネットワークが不足しており、イノベーションの創発・成長が生まれにくい。
- ・新規事業の創出や事業成長に向けた具体的な手法がわからない。
- ・対面・非対面の情報発信を含めた能動的・受動的なネットワーキングを行う環境が不足している。

3 施策のターゲット

- ・和歌山県にゆかりのある経営者
- ・和歌山県において創業を志す者
- ・ローカル・ゼブラ企業経営者

4 実施内容

経営者や創業を志す者が、ローカル・ゼブラ企業の先進的な取り組みや方法論などを学び合い、先輩起業家とのネットワーキングなどを通し、創業や事業成長への行動に繋がる以下の事業を実施する。

(1) ネットワーク

■ローカル・ゼブラセッション(仮称・名称の提案可能)

経営者の気づきや自己変革への学びにつながる、ラーニング、グループワークを定期的で開催すること。

開催頻度は月1回以上、年間10回以上、各回20名程度の参加者とし、開催方法はオンライン・オフラインのハイブリッドとすること。

■ローカル・ゼブラ交流会(仮称・名称の提案可能)

社会課題解決テーマとした交流会など毎回テーマ設定を行い、ネットワーク参加者、県内事業者、支援機関等が繋がるイベントを開催すること。

開催頻度は、月1回以上、年間10回以上、各10名程度の参加者とし、開催方法はオフラインとすること。

(2) アクセラレーション

支援対象者はローカル・ゼブラ企業成長ネットワークに参加し、かつ和歌山県内で事業活動を行う事業者

または和歌山県内で事業実施予定の者とし、支援にあたっては以下の要素を取り入れること。なお、開催や選考、面談等にあたっては、オンラインでの開催を可能とする。

■参加者募集及び選考会の開催

県と協力し、参加者を募集する。募集期間終了後に選考会を開催し、志望動機や本気度、事業プランやプレゼンテーション等の内容を踏まえたうえで6社程度を選定すること。

■個別メンタリング運営

- ・実施時期は概ね、6か月程度とし、月1回以上のペースで実施すること。
- ・進捗の管理やモチベーション維持のため、プログラム内容、管理人員などについて提案すること。
- ・和歌山県とゆかりのある先輩起業家など適切な外部メンターによる面談等を行うこと。また、謝礼金等が発生する場合は受託者がこれを行うこと。
- ・メンタリングを行った際には、次回の支援に向けて記録を残すとともに、県からの求めに応じて、速やかに内容を報告すること。

■全体ワークショップ運営

- ・全参加企業によるワークショップを開催すること。ワークショップの内容は適宜県と協議の上進めることとするが、新規事業の立案などにあたり、必要な考え方や知識を得ることができるものとする。
- ・実施期間は概ね6か月程度とし、月1回以上のペースで実施すること。

■成果発表会の開催(2月予定)

- ・全参加企業の成果発表の場を設け、開催の広報、周知を含めて運営を行うこと。
- ・開催にあたっては、オフライン・オンラインでのハイブリット開催とすること。

(3) HP の開設

- ・ネットワーク事業概要、参加者募集、イベント周知、開催報告などを掲載する HP を作成すること。
- ・本 HP には県や他の支援機関が実施する他の関係事業の広報周知を掲載する場合がある。
- ・掲載情報の更新や SEO 対策等を行うこと。
- ・HP の URL は県が提供するアドレスを使用すること。(例) <https://www.local-zebra.pref.wakayama.lg.jp>
- ・各種ブラウザで適切に表示されるものであること。また、PC、タブレット、スマートフォン等の各種端末でも最適に表示されるようにすること。
- ・サイト全体を常時 SSL 化すること。
- ・HP開設にあたり必要なサーバは、受託者が用意するものとし、レンタルサーバを利用すること。
- ・レンタルサーバは、アクセスの負荷・セキュリティを考慮して信頼度の高いサーバとし、バックアップ機能のあるものとする。
- ・外部からの不正アクセスや内部からの不正操作に関する十分なセキュリティ対策を講ずること。
- ・コンピュータやサーバは、十分なウイルス感染防止策を講ずること。
- ・ホームページ更新システム(CMS)の利用にあたっては、次の対策を施すこと。
 - (a)セキュリティアップデートを定期的に適用し、最新の状態を維持すること。
 - (b)ファイル等に不必要な権限が付与されていないか、定期的にパーミッションを確認すること。
 - (c)特定管理者を除く利用者が root 権限を得られないように設定すること。
- ・サイバーテロ、ウィルス感染及び情報漏えい等のセキュリティインシデント発生時には、県に報告の上、速やかに対応を行うこと。
- ・運用保守要件

- ①当該業務を行うために必要となるシステムについて、設計書・マニュアルを細部まで理解し、正確な業務

推進と適切なシステム保守を行うこと。

②バージョンアップを行う際には、必ずアプリケーションに及ぼす影響についての調査を行うこと。

③ウェブサイトの運用上必要な全ての OS、ミドルウェア、ソフトウェア等について、サポート切れ及びライセンス違反にならないよう、適切に管理及び助言を行うこと。

・HP 開設までに以下のものを納品すること。

レンタルサーバ及びホームページコンテンツに係る設計書

運用維持管理に必要な手順を整備した運用手順書

ホームページコンテンツ

(4) その他 ※(1)(2)(3) 共通

- ・社会課題解決企業支援事業や他の創業支援施策との相乗効果に努めること。
- ・イベント企画、周知、集客、申込受付、講師手配、謝金支払の他、参加希望者からの問い合わせ対応など事務局機能を担うこと。
- ・実施会場は本事業の目的に沿った県内のインキュベーション施設等から選定すること。
- ・参加者・関係機関を含む連携や参加者とメンター等との連携によるコミュニティ創出を図ること。
- ・対面・非対面の情報発信等を行い、県内企業、支援機関などとの関係構築・強化を図ること。
- ・参加事業者の成長を促すため、相談、支援策の提供、支援機関の紹介など、個別相談が受けられる体制を提案すること。
- ・アクセラレーションは、支援対象者数によって、契約金額の減額の可能性があることから、1者毎の費用の内訳がわかるように見積書に記載すること。
- ・参加費用は無料とするが、懇親会の食事など給付につながる費用が発生する場合、参加者から実費を徴収すること。
- ・経営者団体との連携や、既存施設や既存のサービスの活用、運営体制など、本事業目的の達成に資する独自の実施内容(周知イベントの実施等)があれば具体的に提案すること。

5 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

6 予算上限額

13,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)

7 実績報告

実績報告書を電子媒体、または適した手段により業務期間内に提出すること。

(提出先)

〒640-8585

和歌山県和歌山市小松原通1-1

和歌山県商工労働部企業政策局企業振興課 尾崎

E-mail: ozaki_t0023@pref.wakayama.lg.jp

8 その他

- ・業務の実施にあたっては、業務内容を十分に理解し、和歌山県と連絡を密に取りながら誠実に履行すること。

- ・受託事業者は、業務の実施の際に、知り得た個人情報 は適正に管理し、決して漏洩、不正使用を行わないこと。本契約終了後も同様とする。
- ・仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、和歌山県と十分に協議の上、決定すること。
- ・令和7年度の業務が次年度に他の事業者に交代した場合には当該受託者に対し、本事業の運営に必要なデータの受け渡しを含む適切な業務の引継ぎを行うこと。また、次年度の受託者からの質問等については、本委託業務の契約期間が終了した後も令和8年5月末まで誠実に対応すること。
- ・HP の開設にあたっては、制作した成果品の著作権及び所有権は、和歌山県に帰属するものとする。また、県から提供するデータ以外の著作権の使用は、受託者が著作権者の許諾を得ること。なお、これに係る費用は受託者の負担とすること。
- ・受託者は、業務期間の満了、又は契約の解除により契約が終了するときは、委託業務につき適切な安全措置をとり、県又は県の指名する者に誠意をもってデータ等を引き継ぐこと。その調整等に係る費用一切は、本調達に含むこと。